

総行給第12号
総財公第9号
令和6年2月7日

各都道府県総務部長
(人事担当課、財政担当課、市町村担当課、区政課、都道府県立病院担当課扱い)
各指定都市総務局長
(人事担当課、財政担当課、市立病院担当課扱い)
各人事委員会事務局長
関係一部事務組合管理者
(都道府県・指定都市が加入するもの)
関係広域連合の長
(都道府県・指定都市が加入するもの)

殿

総務省自治行政局公務員部
給与能率推進室長
総務省自治財政局公営企業課長
(公印省略)

公的部門（看護）における処遇改善事業の実施について

「デフレ完全脱却のための経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、2024年度の医療・介護・障害福祉サービス等報酬の同時改定を見据えつつ、喫緊の課題に対応するため、人材確保に向けて必要な財政措置を早急に講じることとされ、令和5年11月10日、令和5年度一般会計補正予算（第1号）が成立しました。

当該補正予算においては、看護補助者の確保及び定着を促進するため、医療機関に勤務する看護補助者の処遇改善を行うことを目的とする事業が創設され、厚生労働省より別添のとおり実施要綱が発出されたところです。

当該事業は、各現場で働く地方公務員の処遇改善に必要な費用についても対象となっているところであり、各地方公共団体においては、地方公営企業に従事する職員及び公営企業型地方独立行政法人の職員を含め、今回の経済対策の趣旨を踏まえた上で、下記の点を参考にしつつ、事業の対象となる職員の処遇について、適切に対応していただくようお願いいたします。

また、各地方公共団体におかれましては、設立する地方独立行政法人に対して速やかにこの旨周知いただくとともに、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）並びに企業団及び関係一部事務組合に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

記

対象医療機関に勤務する看護補助者について処遇改善を行う場合の手法としては、対象となる職員の職務の特殊性、専門的知識の必要性や採用による欠員補充の困難性を考慮し、給料の調整額や初任給調整手当（パートタイム会計年度任用職員については、これらを加味した報酬額）を支給することなどが想定されること。

加えて、会計年度任用職員については、従来から会計年度任用職員制度の趣旨、職務の内容に応じた任用・勤務条件を確保するよう要請してきたことも踏まえ、次のような対応が想定されること。

- ・ 職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験や民間の給与水準等が考慮された給与水準となるよう、給料表の級・号給設定の見直しを行うこと。
- ・ 再度任用時の加算について、類似する職務に従事する常勤職員の初任給決定基準や昇給の制度との権衡を考慮して、上限設定を緩和するなどの見直しを行うこと。